

質 疑 回 答

業務名：久御山町仲よし学級運営業務委託

久御山町教育委員会

回 答 書

業 務 名 久御山町仲よし学級運営業務委託

回 答 者 久御山町教育委員会 生涯学習応援課

番号	質 問 事 項	回 答
1	企画提案書に関しまして、35 ページ以内とありますが、片面でしょうか、両面でしょうか。	通しで 35 ページ以内、両面刷りでの提出です。
2	受託し契約する際、履行保証保険の加入は必要でしょうか。	お見込みのとおり。
3	仕様書において、統括責任者・主任指導員・常勤指導員を「無期雇用の正社員として期間を定めずに雇用すること」と記載されています。一方で、本業務委託契約の期間は 3 年間で定められており、契約終了後に再委託先が変更となる可能性もございます。 当該条項の趣旨は、「委託期間中における安定した雇用を確保すること」を目的とするものであり、委託期間満了後も受託者に当該職員の雇用継続義務が生じる趣旨ではない、という理解でよろしいでしょうか。	記載の意図は、本町との委託期間後も当該職員の雇用確保を図るものであり、契約期間終了後の雇用については受託会社の判断です。本町が義務付けているものではありません。
4	仕様書において、統括責任者・主任指導員・常勤指導員を「無期雇用の正社員として期間を定めずに雇用すること」と記載されています。一方で、本業務委託契約の期間は 3 年間で定められており、契約終了後に再委託先が変更となる可能性もございます。 仮に委託期間終了後も雇用継続義務が生じる場合、これは委託契約の範囲を超え、受託者に独自の無期雇用義務を課すこととなり、労働契約法および民法上の請負・委託契約の原則との整合性に懸念が生じると考えます。 この点について自治体としての見解をお示してください。	回答 3 の通りです。

5	現事業者における給与水準が非開示となっておりますが、無期雇用を前提とする場合には人件費見積りに大きな影響を及ぼすため、可能な範囲で目安となる水準（常勤・非常勤別の平均額等）を提示いただけますと幸いです。	給与水準については常勤、月額 23 万 626 円から、非常勤、時給 1,399 円からとしています。経験年数、資格の有無により異なります。
6	現状の各支援単位ごとの職員配置数、加配状況、統括、主任指導員、常勤指導員、パート職員のシフト、月給、時給、期末勤勉手当の支給、交通費の支給、処遇改善に関してご教示ください。 また処遇改善されている場合委託料に含まれますでしょうか。	現状の各支援単位ごとの職員配置数については、主任支援員、常勤指導員、特別支援指導員を 1 名ずつ配置することとしています。統括に関しては事務局で担っています。 代替指導員については、各学級必要に応じて配置することとしています。職務における経験及び技量を報酬に反映できるよう、任用開始時点において、年齢 60 歳未満の場合、報酬額に勤続年数等による加算を適用します。また、6 か月以上の任用が見込まれ、週当たりの固定勤務時間数が 20 時間を超える場合、期末勤勉手当を支給します。
7	土曜、長期休暇中の児童数、クラス数に変動がないか、合同教室は行っていないかをご教示ください。	佐山仲よし学級及び東角仲よし学級については土曜 1 クラス開級としています。長期休暇中の合同教室は行っておりません。
8	職員の待遇に関しては、最低でも現状を引き継ぐという認識でいます。 仕様書では統括、主任、常勤は無期雇用とありますが、現状、久御山町においても無期雇用をしているということでしょうか。 また、委託期間は 3 年ですが、もし委託期間が終わり、継続で受託しなかった場合にも、その後も永続雇用するというのでしょうか。	原則 65 歳までの雇用としています。任用期間は 1 年としておりますが、勤務実績や本人の希望に応じて継続雇用することがあります。 委託期間終了後の雇用については回答 3 の通りです。
9	入退室管理に関しまして、現状こういったものを利用されているのかご教示ください。	連絡帳、電話連絡が基本となります。

10	指導員の加配に関しまして、仕様書の10支援の体制の(2)において、見積限度額に含むとありますが、別表2リスク分担区分では両者協議とあります。 どちらが正しいのでしょうか。	配置基準としては明確に定めておりません。ただし、現状各学級1名は配置するようにしておりこれを超える場合に両者協議を想定しています。
----	---	--